

介護保険負担限度額認定申請書

令和 年 月 日

桑折町長様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ			保険者番号			0	7	3	0	1	5
被保険者氏名			被保険者番号								
			個人番号								
生年月日	大・昭 年 月 日										
住 所	〒 連絡先										
入所（院）した 介護保険施設の 所在地及び名称 （※）	〒 連絡先										
入 所（院） 年月日（※）	年 月 日		（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。								

配 偶 者 の 有 無	有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」につい ては、記載不要です。										
配 偶 者 に 関 する 事 項	フリガナ												
	氏 名												
	生年月日	大・昭 年 月 日		個人番号									
	住 所	連絡先											
	本年1月1日現在の 住所（現住所と異 なる場合）												
課 税 状 況	市町村民税 課税 ・ 非課税												
収 入 等 に 関 する 申 告	☐	①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者											
	☐	③市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円 以下です。 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。）											
	☐	④市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円 を超え、120万円以下です。											
	☐	⑤市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円 を超えます。											
預 貯 金 等 に 関 する 申 告	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円（夫婦は2000万円）、③の方は650万円（同1650万 円）、④の方は550万円（同1550万円）、⑤の方は500万円（同1500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、③～⑤の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。											
	預貯金額	円		有価証券 （評価概算額）	円		その他 （現金・負債を 含む）	（ ）※ 円					

※内容を記入してください

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

非課税年金について

本人の非課税年金受給状況について、○で囲んでください。

- 1 遺族年金（寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む）
- 2 障害年金
- 3 受給無

※町記載※

課税年金：

非課税年金：

預貯金等に関する申告 計算書

申請書（おもて面）に記入する際お使いください。

お持ちの通帳（定期預金等を含む）や有価証券等について、すべて記入し、通帳等の写しを添付してください。しばらく記帳していない方は記帳してから提出してください。

① 預貯金等 ※定期預金も忘れずに記載してください

	金融機関名	口座名義人	残高（円）
1		本人・配偶者	
2		本人・配偶者	
3		本人・配偶者	
4		本人・配偶者	
5		本人・配偶者	
6		本人・配偶者	
7		本人・配偶者	
8		本人・配偶者	
9		本人・配偶者	
10		本人・配偶者	
預貯金額合計			

② 有価証券

	金融機関名	種別 (株券・国債等)	名義人	評価概算額（円）
1			本人・配偶者	
2			本人・配偶者	
有価証券合計				

※①、②の合計について、それぞれ申請書（おもて面）の該当欄へ記載してください。